

(別添1)

事業評価の結果（共通項目）

第三者評価の判断基準

福祉サービス種別 保育所
事業所名 長田保育園
長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 「b」評価・・・aに至らない状況=多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b)	<p>1 理念、基本方針が文書（事業計画等の法人（保育所）内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等）に記載されている。</p> <p>2 理念は、法人（保育所）が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人（保育所）の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</p> <p>3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。</p> <p>4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。</p> <p>5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。</p> <p>6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。</p> <p>7 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。</p>	<p>・箕輪町のホームページ、箕輪町保育園入園のしおりに記載されている。</p> <p>・「箕輪町第5次振興計画（平成29年度～31年度）以下振興計画」及び「箕輪町子ども子育て支援事業計画（平成27年度～31年度）以下支援事業計画」として各保育園共通の保育理念、保育指針がある。</p> <p>・振興計画や支援計画に整合する平成30年度長田保育園グランドデザインの中で長田保育園保育方針と保育方針を定めわかりやすい内容となっている。</p> <p>・長田保育園保育方針として「・養護と教育を一体的に行い、子供の発達を援助します。・保護者の気持ちを受け止め共に子育てします。」を定めている。</p> <p>・長田保育園保育目標として「思いっきりあそぶ子ども 自分力で生活できる子ども 音楽や絵本を親しむ子ども 誰とでも遊べる子ども」を定めている。</p> <p>・アンケート結果からは基本方針を知っていますかの質問に対し「どちらともいえない」が有効回答者数の35%、「いいえ」が7%であった。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	2 経営状況の把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a)	<p>8 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。</p> <p>9 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。</p> <p>10 子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。</p> <p>11 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。</p>	<p>箕輪町の子ども未来課との連携、町内保育園の毎月の園長会などで、地域の課題を把握し、対応を進めている。また、園長会の結果は職員会で伝達され、課題の共有に努めている。</p>
			経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a)	<p>12 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。</p> <p>13 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。</p> <p>14 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。</p> <p>15 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。</p>	<p>・長田保育園は町立保育園であり、町全体の保育政策の具体的な取り組みは、子ども未来課の管轄で立案されている。園よりの要望や課題は園長会、主任会を通じ町の子ども未来課でまとめられ、町長から提出された予算について議会の審議を通じ具体的な取り組みが行われている。</p>
3 事業計画の策定		(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a)	<p>16 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。</p> <p>17 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。</p>	<p>・「振興計画」「支援事業計画」（平成27年度から31年度）により中・長期計画において目標（ビジョン）を明確にしている。「支援振興計画」は「箕輪町第5次振興計画」を上位計画とし「箕輪町次世代育成支援行動計画」（平成22年度から26年度）を見直し承継している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	3	(1)			<p>18 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。</p> <p>19 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。</p>	
			中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a)	<p>20 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。</p> <p>21 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。</p> <p>22 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。</p> <p>23 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。</p>	「平成30年度長田保育園保育過程」、年間予定表で、単年度の計画を明確にしている。また、「グランドデザイン」で全体的な計画を総括している。
		(2) 事業計画が適切に策定されている。	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a)	<p>24 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。</p> <p>25 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。</p> <p>26 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。</p> <p>27 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。</p> <p>28 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）されており、理解を促すための取組を行っている。</p>	・「平成30年度保育の内容に関する全体的な計画（保育過程）」新年度が始まる入園式前に職員会や部会での話し合いを行い、内容の理解の擦り合わせを行っている。また、期中には、箕輪町の園長会やその園内伝達を兼ねた主任会で評価をおこない、必要に応じて見直ししている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	3	(2)	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a)	<p>29 事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。</p> <p>30 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。</p> <p>31 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。</p> <p>32 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。</p>	<p>・「グランドデザイン」と「年間予定表」を配布したり、保護者会総会（年度当初）で説明を行い、保育室の掲示板、ホワイトボードを活用し必要に応じメール配信を行い保護者の認識を高めている。また園便り、クラス便りで保護者に説明している。</p>
4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	(1)	質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b)	<p>33 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。</p> <p>34 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。</p> <p>35 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。</p> <p>36 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。</p>	<p>・箕輪町の保育園の第三者評価は昨年度より実施されている。当長田保育園は今回が初めての受審となる。</p> <p>・年間指導計画、月案、週案については自己評価を行っている。また食育についてはABC評価を行っている。</p>
			評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b)	<p>37 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。</p> <p>38 職員間で課題の共有化が図られている。</p> <p>39 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。</p>	<p>・箕輪町の子ども未来課を中心に取り組み、園長会や園内の主任会の結果は文書化され、回覧を通じて全職員が確認している。また、その報告を受けて園内の保育の改善に結びつけている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
					40 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	
					41 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	
組織の運営管理	1 管理者の責任とリーダーシップ	(1) 管理者の責任が明確にされている。	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a)	42 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	・園長の責任と役割は「事業計画書」で明確にされている。また、有事における自衛消防隊長としての指揮監督の役割も兼ね、園長不在時は主任が代行するとしている。
					43 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。	
					44 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	
					45 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	
		遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a)	46 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	・園長は町の子ども未来課と連携し福祉や環境関連の法令について把握し取り組んでいる。環境法規については町の環境マネジメントシステムにより遵守している。	
				47 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。		
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。		48 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。			
			49 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。			
					50 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	・園長は町の子ども未来課と連携し園長・主任会において年間指導計画等の見直しを行っている。また、町の各年齢別の係りにおいて各クラス担任が指導計画について検討を行っている。園長は各クラスの年間指導計画、

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	1	(2)		a)	<p>51 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。</p> <p>52 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</p> <p>53 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。</p> <p>54 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。</p>	<p>月案、週案、個人経過記録等についても確認している。外部研修や職員会、園内のクラス別会議において質の向上に指導力を発揮している。</p>
			経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a)	<p>55 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。</p> <p>56 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。</p> <p>57 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。</p> <p>58 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</p>	<p>町の子ども未来課と連携し人員配置や働く環境整備等に取り組んでいる。フリー保育士、フレックス保育士等を採用し休暇や残業の削減に取り組んでいる。</p>
成 2 福祉人材の確保・育		(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a)	<p>59 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。</p> <p>60 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。</p> <p>61 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。</p> <p>62 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。</p>	<p>・採用活動は町で募集し、園長、主任を中心に子ども未来課と連携し取り組んでいる。</p> <p>・町全体で基準に従い正規職員、嘱託職員の採用を計画的に行っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	2	(1)	総合的な人事管理が行われている。	b)	<p>63 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。</p> <p>64 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。</p> <p>65 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。</p> <p>66 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。</p> <p>67 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。</p> <p>68 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。</p>	<p>・町の子ども未来課と連携し町の「箕輪町第5次振興計画」に従って町の人事基準により人事評価を行い総合的な仕組みができています。</p>
		(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a)	<p>69 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。</p> <p>70 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。</p> <p>71 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。</p> <p>72 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</p> <p>73 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。</p> <p>74 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。</p>	<p>・園長が職員の労務管理について行っており、箕輪町の子ども未来課と連携して決定している。また、園長が職員の有給休暇の取得状況、時間外労働時間について把握して管理している。働き方改革推進のため、箕輪町では所属する園を持たない保育士を採用しており、欠勤時などの欠員補助の体制が充実している。</p> <p>・職員とは年2回個別面談を行い風通しのよい職場を目指している。</p> <p>・福利厚生については箕輪町に準じており、元気回復事業（平日の有給取得）、町共済会、慶弔見舞や町保育協会の食事会等がある。</p> <p>・保育士の急な休み、育児休業、有給の代替、朝夕延長保育の代替のためフリー保育士を3名配置し職員の休暇で支障が出ないように配慮されている。保育士が休みやすく働き</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
		(2)			<p>75 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。</p> <p>76 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。</p>	<p>やすい職場づくりを行っている。</p>
2		(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a)	<p>77 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。</p> <p>78 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。</p> <p>79 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。</p> <p>80 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。</p> <p>81 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。</p>	<p>・「全国保育士倫理綱領」や「保育士としての心構え」を読み合わせ共有を図っている。</p> <p>・業績評価シート、自己評価票、能力評価シートを使用し年2回の面談を通じ設定した目標が達成できるよう支援している。</p>
			職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a)	<p>82 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。</p> <p>83 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。</p> <p>84 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。</p> <p>85 定期的に計画の評価と見直しを行っている。</p> <p>86 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。</p>	<p>・箕輪町保育園職員研修計画に沿って園長会で話し合って実施している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	2	(3)	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a)	<p>87 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。</p> <p>88 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。</p> <p>89 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。</p> <p>90 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。</p> <p>91 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。</p>	<p>・町では個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況について把握している。保育士の他、運動保育士、作業療法士、言語聴覚士について把握している。</p> <p>・キャリアネット、全国、町や郡の保育協会の外部研修に参加している。</p>
		(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b)	<p>92 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。</p> <p>93 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。</p> <p>94 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。</p> <p>95 指導者に対する研修を実施している。</p> <p>96 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。</p>	<p>・保育士等の実習生受入マニュアルによって実施している。</p> <p>・松本短期大学よりの実習生を受け入れている。</p>
の3	確	(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		<p>97 ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。</p> <p>98 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。</p> <p style="text-align: center;">9 ページ</p>	<p>・「振興計画」「支援事業計画」、園の方針や活動は、箕輪町のホームページで公開している。またブログで当保育園の様子も公開されている。更に地元のケーブルテレビでも園の活動が紹介されている。</p> <p>・苦情・相談の体制は公表しているが、内容等についての公表は町の子ども未来課で</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	3	(1)		b)	<p>99 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。</p> <p>100 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。</p> <p>101 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。</p>	<p>判断している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域へ向けての理念や基本方針、グランドデザインなどを用いた広報については今後も積極的に実施することを期待したい。 ・第三者評価の受審結果の公表は今回が初回である。
			公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a)	<p>102 保育所における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。</p> <p>103 保育所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。</p> <p>104 保育所における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。</p> <p>105 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。</p> <p>106 外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。</p> <p>107 外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。</p>	<p>公立保育園として箕輪町の監査員事務局の監査と県の保育行政事務調査を定期的に受けており、指摘事項については確実に対応し改善している。また、園長の職務分担任である「予算管理」は、園長・主任の責任のもと職員に確実に周知されている。</p> <p>箕輪町では外部監査に関する条例を定めていないためこの評価項目については対象外</p>
献 4 地域との交流 地域貢献		(1) 地域との関係が適切に確保されている。	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a)	<p>108 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。</p> <p>109 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。</p> <p>110 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい・ありがとうの会や町・区民文化祭の参加等地域の実態に対応した保育事業と行事への参加とし平成30年度「保育過程」で明確にしている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	4	(1)			<p>111 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。</p> <p>112 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。</p>	
			ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a)	<p>113 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。</p> <p>114 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。</p> <p>115 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。</p> <p>116 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。</p> <p>117 学校教育への協力を行っている。</p>	・「保育園におけるボランティア等受け入れマニュアル」が作成され整備されている。小学校との連携については「保育内容に関する全体的な計画」で明文化しており、学校教育に協力している。
		(2) 関係機関との連携が確保されている。	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a)	<p>118 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。</p> <p>119 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。</p> <p>120 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。</p> <p>121 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。</p> <p>122 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。</p>	・箕輪町の子育て支援ネットワーク協議会等の子育てに関する社会資源を「入園のしおり」や町のホームページに明示してある。 上伊那生協病院内の「いちごハウス」、「子育て支援センター」、「ファミリーサポートセンター」等と子育て支援を行っている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	4	(2)			123 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。	
		(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	保育所が有する機能を地域に還元している。	a)	124 保育所のスペースを活用して地域の保護者や子ども等との交流を意図した取組を行っている。 125 保育所の専門性や特性を活かし、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。 126 保育所の専門性や特性を活かした相談支援事業、子育て支援サークルへの支援等、地域ニーズに応じ地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。 127 災害時の地域における役割等について確認がなされている。 128 多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。	・当保育園では未就園児の交流として「のんたん」を設けている。また園庭は地域に開放している。また災害時における非常食の備蓄を行っている。 ・町の子ども未来課、子育て支援センター、箕輪町子育て支援ネットワーク協議会と連携し保育園では相談等の支援活動を行っている。
			地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a)	129 保育所の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。 130 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 131 地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。 132 関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 133 把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	・未就園児交流や一時保育、運動会、クリスマス会に地区の役員や民生委員を招待し地域の子育てのニーズの把握に努めている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	4	(3)			134 把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	
適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス	(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a)	135 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	<p>・町の保育理念・保育方針や園の保育目標が策定され明示している。園長・職員は年度初めに町の保育事業計画樹立の基本事項を考慮しグランドデザイン・年間支援計画等を策定している。また、「全国保育所倫理綱領」が園に掲示されている。</p>
					136 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	
137 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。						
138 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。						
139 子どもを尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。						
140 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。						
141 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。						
142 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。						
子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。		143 子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	<p>・夏場のプール遊びや着替えについて、男の子と女の子を分かれて着替えさせるなど子どもの成長に合わせた取り組みを行っている。</p> <p>・保育過程で虐待防止に関する取り組みが行われており町の子ども未来課で行っている「箕輪町子育て支援ネットワーク」に報告するようになっている。</p>			
	144 子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。					

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	1	(1)		a)	<p>145 子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。</p> <p>146 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。</p> <p>147 子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。</p> <p>148 規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。</p> <p>149 不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。</p>	職員は視診により現場で身体的虐待、心理的虐待の早期発見と早期対応に心がけている。
		(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a)	<p>150 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。</p> <p>151 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。</p> <p>152 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。</p> <p>153 見学等の希望に対応している。</p> <p>154 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。</p>	・入園希望者には「入園のしおり」により町の保育理念、保育方針を明示している。また町のホームページに掲載し情報提供している。町で入園希望者については毎年10月に説明会を実施している。希望見学者がいればその都度受け入れている。
			保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。		<p>155 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。</p> <p>156 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。</p>	・「箕輪町保育園入園のしおり」で町内の全公立保育園の情報を掲載するとともに、入園に関わる手続きをわかりやすく説明している。開始・変更時には「箕輪町保育園入園申込書」「入園台帳」「おたずね票」「退園届」等で運用されている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	1	(2)		a)	<p>157 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。</p> <p>158 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。</p> <p>159 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。</p>	
			保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b)	<p>160 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。</p> <p>161 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。</p> <p>162 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。</p>	・保育所の変更時には、引継ぎ文書として「児童保育要録」を変更先の保育園に提供し、保育の継続性を維持させている。保護者の相談については相談室を利用しているが、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を全て渡すまでには至っていない。
		(3) 利用者満足の向上に努めている。	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b)	<p>163 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。</p> <p>164 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。</p> <p>165 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。</p> <p>166 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。</p> <p>167 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。</p> <p>168 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。</p>	希望者に対する個別面談の機会を設け、保育に関する要望の把握に努めている。また、保育参加でアンケート（感想）を実施している。保護者会等に園長が参加し、保護者の要望を直接把握し、職員会などで情報共有している。利用者満足に関する調査が行われているが統計的分析や検討については向上すべき余地がある。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	1	(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b)	<p>169 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。</p> <p>170 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。</p> <p>171 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。</p> <p>172 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。</p> <p>173 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。</p> <p>174 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。</p> <p>175 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</p>	<p>苦情受付窓口として第三者委員が整備されており、正面玄関に名前・連絡先入りポスターを掲示し、保護者の目に留まるようにしている。苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで説明し公表することになっているが事例はなかった。</p>
			保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b)	<p>176 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。</p> <p>177 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。</p> <p>178 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。</p>	<p>・保護者が意見を述べやすいよう玄関、保育室入り口の掲示板やホワイトボードを活用し周知すると共に相談室を設け意見を述べやすいスペースの確保等に配慮している。</p>
			保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。		<p>179 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。</p> <p>180 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。</p>	<p>・「苦情対応マニュアル」を制定し、組織的な対応方法を明確にしている。また、職員は日々の連絡帳を有効に活用し、送迎時の保護者との対話を大切にしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	1	(4)		a)	<p>181 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。</p> <p>182 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。</p> <p>183 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。</p> <p>184 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</p>	
		(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a)	<p>185 リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。</p> <p>186 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。</p> <p>187 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。</p> <p>188 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。</p> <p>189 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。</p> <p>190 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。</p>	<p>・リスクマネジメントマニュアルがあり活動している。ヒヤリハットの事故報告や事例等の収集は、町内の他の園の事例に対しても行われ、職員間で共有している。</p> <p>また、箕輪町は「安心安全の町セーフコミュニティ」に認証されており、園児にもKYT（危険・予知・トレーニング）を実施している。園内にもKYTに沿った絵本「どこがあぶないのかな？」や絵カードを保育に使用している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	1	(5)	<p>感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	a)	<p>191 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。</p> <p>192 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。</p> <p>193 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。</p> <p>194 感染症の予防策が適切に講じられている。</p> <p>195 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。</p> <p>196 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。</p> <p>197 保護者への情報提供が適切になされている。</p>	<p>・箕輪町「新型インフルエンザ等対策行動マニュアル」「食中毒発生時の対応マニュアル」等に基づき対応策を確立し、感染症の予防・対応について定期的に園長会で見直しをしている。また、保護者への情報提供は緊急性がない場合は園便りやホワイトボードで、緊急性がある場合にはメール配信でお知らせしている。</p>
			<p>災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	b)	<p>198 災害時の対応体制が決められている。</p> <p>199 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。</p> <p>200 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。</p> <p>201 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。</p> <p>202 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。</p>	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	2 福祉サービスの質の確保	(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a)	<p>203 標準的な実施方法が適切に文書化されている。</p> <p>204 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。</p> <p>205 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。</p> <p>206 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。</p> <p>207 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。</p>	町で定めた保育園事業計画樹立の基本事項に基づき長田保育園のグランドデザインを定め長田保育園の保育の内容に関する全体的計画（保育過程）で明示されている。「月案」「週案」「日案」で標準的な保育の実施方法及び保育の目安を明確にして、園児の状態に合わせた保育サービスの提供を実現している。
			標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a)	<p>208 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。</p> <p>209 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。</p> <p>210 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。</p> <p>211 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。</p>	毎年年度末に園長や主任を中心に検証・見直しを実施している。見直しにあたり職員会議事録や保護者懇談議事録に内容を見直し年間指導計画に生かしている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	2	(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a)	<p>212 指導計画策定の責任者を設置している。</p> <p>213 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。</p> <p>214 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。</p> <p>215 保育課程にもとづき、指導計画が策定されている。</p> <p>216 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。</p> <p>217 計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。</p> <p>218 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。</p> <p>219 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。</p>	<p>・指導計画の策定は主任を中心に行っている。保育所保育指針、町の保育方針（保育園事業計画樹立の基本事項）を基にアセスメントに関する協議を実施している。見直しに関する手順は町立保育園としての決められた手順があり実施されている。評価した結果は「保育課程」「月案」「週案」「日案」の作成に生かされている。</p>
			定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a)	<p>220 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。</p> <p>221 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。</p> <p>222 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。</p> <p>223 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。</p>	<p>・指導計画の評価・見直しに関する手順は町立保育園としての決められた手順があり実施されている。評価した結果は「保育課程」「月案」「週案」「日案」の作成に生かされている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	2	(2)			<p>224 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。</p>	
		(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a)	<p>225 子どもが発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。</p> <p>226 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。</p> <p>227 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。</p> <p>228 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。</p> <p>229 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。</p>	公立保育園のため、町内の全保育園は共通の様式で、子どもの発達状況や生活情報の記録を行っている。そのため、他園からの保育士の移動があった場合でも、継続した支援が行える体制となっている。保育要録等の情報共有については月1回の職員会や週案の検討会で行われている。
			子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a)	<p>230 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。</p> <p>231 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。</p> <p>232 記録管理の責任者が設置されている。</p> <p>233 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。</p> <p>234 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。</p> <p>235 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。</p>	公立保育園のため、個人情報は町の「個人情報保護条例」に基づく管理が行われている。「保育過程」の中の情報公開の中で明示されている。また、収集に先立ち、年度初めの保護者会総会、手紙、家庭訪問での担任からの説明し保護者の理解を得ている。パソコンのセキュリティに関する研修を実施している。